

青森市賃上げ・物価高騰 対策応援金(中東情勢追加交付)のお知らせ

中東情勢
追加交付

物価が高騰する中、中東情勢の緊迫化により更なる影響を受けている
中小企業者等を支援するため、応援金を交付します。

本応援金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

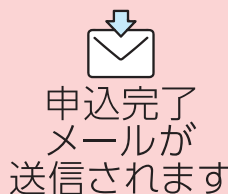
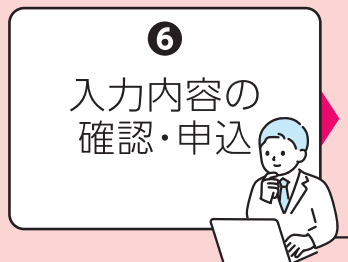
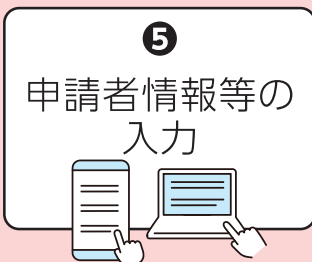
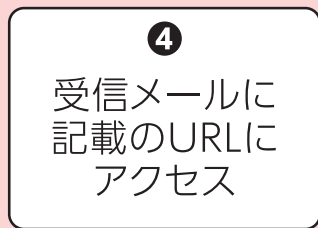
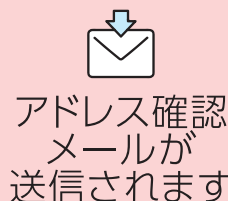
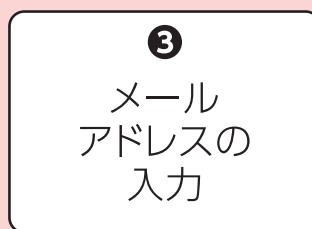
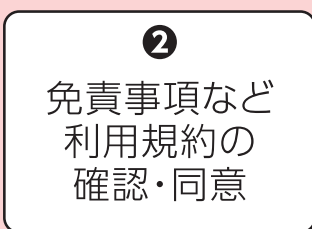


申請方法

青森市電子申請サービス▶

(1) オンライン **推奨** ★郵送申請に比べ、短期間で応援金が交付されます。

青森市電子申請サービスでの申込手順 詳細は裏面をご覧ください



(2) 郵 送 申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を郵送してください。

【郵 送 先】〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所経済政策課 宛
※封筒・郵便料金は、申請者のご負担となりますのでご注意ください。

対象となる事業者

- 青森市内に店舗・事業所等を有する公務を除く全業種の中小企業者等
(従来の商工業者や製造業者等に加え、農林水産業者及び医療・福祉事業者などの個人事業主を含む)
- ※ 令和8年7月15日現在において事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ※ 対象となる事業者については、裏面のQ&Aもご確認ください。



応援金の額

○1事業者あたり **法人5万円 個人事業主2万5千円**

※市内に複数の店舗・事業所等がある場合でも、申請は1事業者につき、1回限りです。

申請期間

○令和8年7月15日(水)から令和8年9月18日(金)まで
オンライン申請の場合 令和8年9月18日(金)中に入力完了(送信)したものまで有効
郵送申請の場合 令和8年9月18日(金)消印有効

申請に必要な書類

- 青森市賃上げ・物価高騰対策応援金(中東情勢追加交付)交付申請書兼請求書(様式第1号)

**添付書類
提出不要**

ただし、
・直近の「法人市民税」の申告をしていない法人
・令和7年中の収入にかかる「所得税」又は「市民税・県民税」の申告をしていない市内に住所を有している個人事業主
は、添付書類の提出が必要となる場合があります。

※市外に住所を有している個人事業主は、住民票(令和8年7月15日以降に発行)と直近の「所得税確定申告第1表」又は「市民税・県民税申告書」の写しの提出が必要となります。

事業の詳しい内容、申請書の様式については市HPを参照してください。 **青森市 賃上げ** 検索

青森市経済政策課 雇用対策・産業競争力推進チーム

お問い合わせ先

☎ **017-718-3964** (平日 8時30分～17時)

青森市電子申請サービスの 申込画面イメージ



スマホでも
パソコンでも
申請できます

青森市
電子申請サービス▶



電子申請サービス

手続き管理 申請状況管理 審査待ち管理 ヘルプ 戻る

利用管理

二二二 利用者ログイン

利用者ログイン

手続き名 令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）交付申請

受付時期 2026年7月15日09時00分～

利用登録せずに申し込む方はこちら▶

既に利用登録がお済みの方

1 「利用登録せずに申し込む方はこちら」をクリック

<利用規約>

青森市電子申請サービス・届出システム利用規約

1 目的

この規約は、青森市電子申請サービス・届出システム（以下「本システム」といいます。）を利用して青森市及び青森市内の市町村（以下「関係機関」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出及び届出・イベント申込みを行う場合の手続きに関する事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

本システムを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを事前に、関係機関は本システムのサービスを提供します。本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意できなかった場合は、本システムをご利用いただけません。なお、関係機関は、この規約に同意されたものとみなします。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この規約に同意したものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意してください。

受付時期は 2026年7月15日09時00分～2026年9月15日09時00分です。
「申込」ボタンを押す時、上記の期間を過ぎていないと申込ができません。

< 一覧へ戻る 同意する >

2 <利用規約>を確認の上、「同意する」をクリック

上記の対応を行っても、申込画面のURLを記載したメールが送信されず、届出先メールアドレスを使用し、届出先メールアドレスに送信しても届出先メールアドレスには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、届出先でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も変更が可能な設定に変更していただきます。

連絡先メールアドレスを入力してください。

メールアドレス 必須

メールアドレス（確認用） 必須

< 説明へ戻る 完了する >

3 メールアドレスを入力し、「完了する」をクリック

申込

選択中の手続き名： 令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）交付申請 関係先 土曜

令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）

令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）交付要綱に基づく応援金の交付を受けたので、下記に記載の事項について相違ないことを誓約し、同要綱第4条第1項の規定により申請します。なお、応援金の交付決定及び額の確定がなされた場合には、応援金を指定の口座に振り込むよう請求します。

1. 申請者

申請者種別 必須

いずれかを選択してください。

4 確認メールのURLから申請画面に移ります

☐ J 金融業、保険業

☐ K 不動産業、物品賃貸業

☐ L 学術研究、専門・技術サービス業

☐ M 飲食サービス業

☐ N 生活関連サービス業、娯楽業

☐ O 教育、学習支援業

☐ P 保健衛生、社会福祉・社会福祉事業

☐ Q 複合サービス事業

☐ R サービス業（他に分類されないもの）

☐ T 分類不能の産業

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

5 申込情報を入力し、「確認へ進む」をクリック

申込確認

まだ申込は完了していません。

※下記内容でよろしければ「申込」ボタンを、確定する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）交付申請

1. 申請者

申請者種別 申請者名 申請者住所 申請者電話番号

申請者種別 申請者名 申請者住所 申請者電話番号

2. 交付申請（届出）書

交付申請（届出）書 交付申請（届出）書 交付申請（届出）書

3. 市内における多様な事業所等の名称及び住所

市内における多様な事業所等の名称及び住所 市内における多様な事業所等の名称及び住所

入力へ戻る 申込 >

6 ※まだ申込は完了していません！
入力内容を確認後、「申込」をクリック

申込完了

令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）の交付申請を受けました。

申込みが完了しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。

整理番号 パスワード

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないよう保管してください。

7 上の画面が表示されたら、申込は完了です。申込完了メールが届きますので、ご確認をお願いします

青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付） Q&A（抜粋）

Q. どのような事業者が対象となりますか？

A. 市内に店舗・事業所等を有する公務を除く全業種の中小企業者・個人事業主等で、令和8年7月15日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある事業者が対象となります。

法人 株式会社、有限会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合 など

個人事業主 農林水産事業者、医療・福祉事業者、宿泊施設、商店、飲食店、美容院、露天商 など

Q. 本社が市外ですが、対象となりますか？

A. 本社が市外にあっても、市内に店舗・事業所等がある場合は対象となります。

Q. 市内に複数の事業所がある場合でも交付額は5万円（2万5千円）ですか？

A. 市内に複数の事業所を有していても、1事業者あたりの交付額は5万円（2万5千円）です。

事業の詳細内容、申請書の様式については市HPを参照してください。 青森市 賃上げ 検索